

目的、業務の概要、国の施策との関係

1 目的

- (1) 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」といいます。）は、銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的としています。
- (2) 印刷局は、(1)のほか、官報の原稿の作成、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及並びに国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的としています。
- 【独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号。以下「個別法」といいます。）第3条】

2 業務の概要

- (1) 印刷局は、その目的を達成するため、次の業務を行うこととなっています。
- ① 銀行券の製造を行うこと。
 - ② 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。
 - ③ 官報の原稿の作成並びに官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）に規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報の印刷を行うこと。
 - ④ 白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。
 - ⑤ 国の行政機関等の委託を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこと。
 - ⑥ 情報通信技術活用法（平成14年法律第151号）第20条第2項の規定による協力を行うこと。
 - ⑦ 国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷を行うこと。
 - ⑧ ①から⑦の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。
 - ⑨ ①から⑧の業務に附随する業務を行うこと。
- (2) 印刷局は、(1)の業務のほか、すき入紙製造取締法（昭和22年法律第149号）第2項の規定に基づく調査を行うこととなっています。
- (3) 印刷局は、(1)及び(2)の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができることとなっています。
- ① 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下「外国政府等」という。）の委託を受けて、当該外国政府等の銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷を行うこと。
 - ② ①の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

【個別法第11条】

3 国の施策との関係

印刷局は、上記のとおり個別法第11条に基づく業務を行っていますが、銀行券の製造については、個別法第12条に基づき、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するために定める製造計画に従って行うこととされています。印刷局は財務大臣から通知を受けた製造計画を確実に達成します。

個別法第20条に基づき、財務大臣は、緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、銀行券の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされています。

また、内閣総理大臣は、緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、官報等の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができるものとされています。印刷局は、内閣総理大臣の要請があったときは、速やかにその要請された措置を実施します。